藤島地域義務教育学校　整備基本構想

令和８年３月

鶴岡市教育委員会

目　次

Ⅰ　はじめに

１　基本構想策定の目的と経緯……1
２　基本構想の位置づけ……3

Ⅱ　藤島地域の小中学校の現状

１　小中学校の現状……4

Ⅲ　藤島地域義務教育学校の概要

１　形態……5
２　開校予定時の児童生徒数・教員数の見込み……5
３　本市の教育目標と学校教育の基本方針……6
４　鶴岡型小中一貫教育について……7
５　藤島地域義務教育学校の目標ならびにめざす子ども像（案）……7
６　教育課程編成の基本的な考え方（案）……8
７　義務教育学校設置により実現を目指すこと……8

Ⅳ　施設整備について

１　整備基本方針……10
２　校舎建設予定地……12
３　配置計画……13
４　事業費……14
５　事業スケジュール……15

参考資料……16

Ⅰ　はじめに

1 基本構想策定の目的と経緯

（1）基本構想策定の目的

藤島地域においては、藤島中学校をはじめとする学校施設の老朽化が進んでおり、児童生徒の安全性の確保と、より良い教育環境の整備が急務となっています。

義務教育学校の設置により、施設の統合と再編を図り、安全・安心で快適な学びの場を提供することを目的としています。

この基本構想は、藤島地域の子どもたちが安心して学び、成長できる学校環境の実現を目指すとともに、地域の未来を見据えた教育の指針として策定するものです。

（2）これまでの経緯

藤島地域では、令和 3 年度に開催された藤島地域振興懇談会において、老朽化している藤島中学校の改築が話題となり、同校改築に伴う今後の藤島地域の教育環境のあり方と周辺諸施設の整備について早期の検討が求められました。このことを専門的に協議するため、令和 4 年 9 月 28 日に教育委員会が「藤島地域教育振興会議」を設置しました。

藤島地域教育振興会議では、令和 4 年度から令和 5 年度にかけて慎重な協議を重ね、教育委員会に対する次の四つの提言がなされました。

①藤島中学校改築に早期に取り組むこと

②藤島中学校改築にあたり、小学校・中学校施設一体型の小中一貫校（義務教育学校）の整備を基本とし、この対象となる各学校区の検討を加速すること

③提言②のための各学校区の検討組織を設置し、整備スケジュールに応じた地域合意を得ること

④小中一貫教育及び小中一貫校の推進にあたり、藤島地域教育振興会議の各会議、地区説明会、保護者説明会・アンケートで挙げられた課題、要望、不安等については、今後しかるべき組織での協議・検討を加え、適切に対処すること

藤島地域教育振興会議による四つの提言を受け、提言②にある「小学校・中学校施設一体型の小中一貫校（義務教育学校）整備」について地域の議論を推進し、藤島地域住民の意向を把握するため、令和 6 年 6 月 19 日に教育委員会が「藤島地域小中学校整備検討委員会」を設置し、検討が行われました。

藤島地域小中学校整備検討委員会では、施設一体型の小中一貫校（義務教育学校）の整備に賛成であるというとりまとめ結果が示されるとともに、次の６つの附帯意見が示されました。

①教育課程の編成について

教育課程の編成にあたっては、小学校卒業に代わる節目の行事を行うなど児童・生徒の成長の機会確保に努めるとともに、地域の伝統行事の継承が図られるよう配慮し、地域の魅力が失われないよう、地域活性化に繋がる魅力ある学校づくりに取り組まれたい

②教育環境の整備について

児童・生徒、教員にとってより良い教育環境となるよう、幼保小の円滑な接続に向けて丁寧な連携を図るとともに、適切な教員体制整備と教員のレベルアップに取り組み、環境変化に適切に対応できるサポート体制を整えられたい

③通学支援対策について

スクールバス運行等の通学対策の検討にあたっては、遠距離通学の児童・生徒とその保護者の負担軽減のため、乗車時間については概ね 30 分以内を目途にし、乗車場所の位置にも配慮されたい

④安心感の醸成について

年齢の離れた児童・生徒間の安全面や、いじめ発生時の長期化、教員の負担増等に対する不安の声があることを認識し、児童・生徒、保護者、教員等関係者の意見を聞き、不安の解消、課題の解決に努められたい

⑤周辺諸施設整備との一体的な検討について

学校施設及び藤島文厚エリア諸施設の整備について、複合化、動線の確保、地域住民と交流を図れる施設のあり方等の観点から、関係部局とともに一体的に検討し、施設の将来像を示されたい

⑥学校施設整備等について

新しい学校施設の建築について可能な限り早期の竣工を目指すとともに、閉校後の旧校舎等の利活用について、地域住民とともに検討されたい

渡前小学校区懇談会からの要望として、新校舎竣工前の小学校統合について子育て世代の保護者をはじめ地域の意見を聞き、三つの小学校が同じスタートラインとなる新設統合を前提として検討されたい

以上の検討結果を踏まえ、令和 6 年 12 月 18 日に開催された定例教育委員会で「藤島地域における義務教育学校の設置に関する方針」が原案どおり可決されました。

方針では、「鶴岡市立藤島小学校、鶴岡市立東栄小学校、鶴岡市立渡前小学校及び鶴岡市立藤島中学校を統合し、新たに設置する学校の形態は施設一体型義務教育学校とする」ことが示されました。

また、令和７年に開催した藤島地域義務教育学校設立準備委員会での協議や保護者や児童を対象にしたアンケート調査の結果、保護者説明会及び地域説明会での意見を踏まえ、令和７年12月17日に開催された定例教育委員会で「藤島地域における義務教育学校の開校時期は令和11年4月1日とする」ことが決定されました。令和 11 年度からは既存の藤島小学校と藤島中学校の校舎を使用し、令和14年度から新校舎を供用する予定になります。

2 基本構想の位置づけ

本基本構想は、藤島地域における義務教育学校の設置・整備に向けた基本的な方針や方向性を明確にするための指針として位置づけるものです。

また、本構想は、基本計画（具体的な施設整備計画など）や、基本設計（工事スケジュールなど）などを策定する際の基本となるものであり、地域の教育の方向性を示すものです。

Ⅱ　藤島地域の小中学校の現状

１　小中学校の現状

（１）藤島小学校

・所在地　　：鶴岡市藤の花２丁目１番地１
・建設年度　：１９７６年度（昭和５１年度）
・経過年数　：４９年
・構造　　：鉄筋コンクリート造＋鉄骨造
・階数　　：地上３階建て
・延床面積　：校舎 4,119 ㎡、屋体 995 ㎡
・在籍児童数：246 人(R7.5)



（２）東栄小学校

・所在地　　：鶴岡市川尻字町上 14 番地
・建設年度　：１９８４年度（昭和５９年度）
・経過年数　：４１年
・構造　　：鉄筋コンクリート造＋鉄骨造
・階数　　：地上２階建て
・延床面積　：校舎 2,072 ㎡、屋体 718 ㎡
・在籍児童数：62 人(R7.5)



（３）渡前小学校

・所在地　　：鶴岡市渡前字中屋敷１番地
・建設年度　：１９８８年度（昭和６３年度）
・経過年数　：３７年
・構造　　：鉄筋コンクリート造＋鉄骨造
・階数　　：地上３階建て
・延床面積　：校舎 2,284 ㎡、屋体 719 ㎡
・在籍児童数：45 人(R7.5)



（４）藤島中学校

・所在地　　：鶴岡市藤島字笹花 86 番地１
・建設年度　：１９６８年度（昭和４３年度）
・経過年数　：５７年
・構造　　：鉄筋コンクリート造
・延床面積　：校舎 5,101 ㎡、屋体 1,356 ㎡
・階数　　：地上３階建て
・在籍生徒数：212 人(R7.5)



Ⅲ　藤島地域義務教育学校の概要

１ 形態

藤島小学校、東栄小学校、渡前小学校と藤島中学校を統合した９年制の義務教育学校

２ 開校予定時の児童生徒数・教員数の見込み（令和７年時点）

（１）令和１１年度（既存の藤島小学校・藤島中学校の校舎を使用）

□児童生徒数　　児童 302 名　　生徒数 188 名　　合計 490 名

□学年構成

学年	前期課程						後期課程			合計
	１年	２年	３年	４年	５年	６年	７年	８年	９年	
児童生徒数	48	58	34	54	52	56	58	66	64	490 名
通常学級数	2	2	1	2	2	2	2	2	2	17 学級

※　このほかに、児童生徒の実態に応じて特別支援学級を設置

□職員数

	前期課程	後期課程	計
校長	1		1
教頭	2	1	3
教諭	14	16	30
養護教諭	1	1	2
栄養教諭	1	0	1
事務職員	1	1	2
計			39

※前期課程通常１１クラス、
後期課程６クラス
特別支援学級
前期課程２クラス（知的１，自閉・情緒１）
後期課程２クラス（知的１，自閉・情緒１）
と仮定

※義務教育学校加配を含む

（２）令和１４年度（新校舎を供用予定）

□児童生徒数　　児童 247 名　　生徒数 162 名　　合計 409 名

□学年構成

学年	前期課程						後期課程			合計
	１年	２年	３年	４年	５年	６年	７年	８年	９年	
児童生徒数	(30)	33	44	48	58	34	54	52	56	(409)名
通常学級数	(1)	1	2	2	2	1	2	2	2	(15)学級

※　１年は令和７年度生まれのため、予想値

※　このほかに、児童生徒の実態に応じて特別支援学級を設置

□職員数

	前期課程	後期課程	計
校長	1		1
教頭	2	1	3
教諭	12	16	28
養護教諭	1	1	2
栄養教諭	1	0	1
事務職員	1	1	2
計			37

※前期課程通常９クラス、
後期課程６クラス
特別支援学級
前期課程２クラス（知的１，自閉･情緒１）
後期課程２クラス（知的１，自閉･情緒１）
と仮定

※義務教育学校加配を含む

３　本市の教育目標と学校教育の基本方針

□　本市の教育目標

ふるさと鶴岡を愛し未来をひらく、いのち輝く人づくり
いのち輝く市民が躍動する環境づくり

□　基本方針（学校教育）

逞しさ・優しさ・賢さを育む学校教育の推進

本市は、藩校「致道館」の教育の理念である「自学自習」「天性重視」「心身鍛練」を大切にした教育風土を受け継いできました。

その精神を大切にしながら、知・徳・体の調和がとれ、生涯にわたって学び続ける人間の育成をめざし、学校・家庭・地域社会がお互いの役割を明確にして、地域とともにある学校づくりに努めます。

そのために、子ども一人一人が安心して生活できる学校環境づくりを進めるとともに、変化の激しい社会を生き抜く、意欲あふれる子どもを育てる学校教育の推進を図

ります。
　また、人間性豊かな子どもの育成のために、学校教育の振興に必要な施設設備の整備に努め、円滑な学校経営を推進します。
　学校給食については、栄養のバランスがとれた安全でおいしい給食の提供により、心身ともに健やかな子どもの成長を育むとともに、望ましい食習慣を養い、地産地消の推進や食文化創造都市にふさわしい食育の充実と食文化の継承に取り組みます。
　次代を担う子どもの育成に向け、学校・保護者・地域が一体となって取り組めるよう、積極的に情報発信を行っていきます。

４ 鶴岡型小中一貫教育について

　鶴岡型小中一貫教育とは、現在の中学校ブロックごとに小学校と中学校の教職員が連携・協働しながら、義務教育の９年間を見通した一貫性のある学習指導や生徒指導等を行い、義務教育の質的な向上を図り、子どもたちの生きる力を確実に育成していくものになります。また、「目標」・「教育課程」・「活動」・「家庭・地域」の４つのつながりを大切にしていくとともに、中学校区ごとにコミュニティ・スクールを実施し、コミュニティ・スクールと連携した小中一貫教育を進め、「地域とともにある学校」の実現を目指します。さらに、この小中一貫教育を進めていく中で、成果と課題を検証し、必要に応じて保護者や地域の方々の意見、考えを丁寧に聞きながら義務教育学校の設置も含め、地域の実情に応じた一貫教育の形態を検討していくこととします。

５ 藤島地域義務教育学校の目標ならびにめざす子ども像（案）

ロ　藤島地域における小中一貫教育目標

夢に向かって、仲間と共に、たくましく生きる　藤島の子
＜自己調整＞　＜共生＞　＜自立＞　＜ふるさと＞　キーワード

ロ　めざす子ども像

- 自分から、粘り強く学ぶ子ども
- 相手の気持ちを考える、思いやりのある子ども
- 心と体を鍛え、しなやかさを持つ子ども
- ふるさと藤島のよさを知り、誇りを持つ子ども

ロ　めざす学校像

① ９年間を見通した教育課程を編成して系統的な学習指導を進め、確かな学力を育成する学校
② 未来に生きる子どもたちに不可欠であるグローバル感覚とＩＣＴに対応する能力を育成する学校
③ 異学年交流や多様な教職員との関わりにより、豊かな社会性や人間性を育成する学校

④ ９年制により規範意識や憧れの気持ちを早期に醸成し、目標へ向かい互いに高め合う学校
⑤ 地域の自然や文化、伝統等を活かした特色ある教育活動を行い、ふるさとを誇りに思う気持ちを高める学校

６ 教育課程編成の基本的な考え方

（１）令和１１年度から３年間（既存の藤島小学校・藤島中学校の校舎を使用）

校舎が別々となるものの、「4-3-2 制」を原案とし、９年間の継続的で系統的な教育課程を編成する。実際には、令和８年度から設置する開校準備委員会にて検討・決定する。

（２）令和１４年度から（新校舎を供用予定）

「4-3-2 制」を原案とし、以下のように、継続的で系統的な教育課程を編成する。実際には、令和１１年度からの３年間の実践の成果と課題を踏まえ、学校運営協議会の承認を得て学校にて決定する。

<table>
<tr><td>教育課程</td><td colspan="6">前期課程
（小学校の教育課程）</td><td colspan="3">後期課程
（中学校の教育課程）</td></tr>
<tr><td>学　　年</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td></tr>
<tr><td>ブロック</td><td colspan="4">前期</td><td colspan="2">中期</td><td colspan="3">後期</td></tr>
<tr><td>重　　点</td><td colspan="4">学習・生活の基礎基本を定着させる</td><td colspan="2">学習・生活の基礎基本を生かし、充実・深化させる</td><td colspan="3">学習・生活の完成期　個の資質・能力の伸長</td></tr>
<tr><td>指導形態</td><td colspan="2">学級担任制</td><td colspan="4">一部教科担任制</td><td colspan="3">教科担任制</td></tr>
</table>

７ 義務教育学校設置により実現を目指すこと

ロ　義務教育の質の向上及び小中ギャップの軽減

従来の「６-３制」の小学校と中学校において蓄積された教育の成果を継承しつつ、義務教育学校の特徴である「９年間の一貫したカリキュラム」を編成します。その中で、「４-３-２制」を導入し９年間の系統性や連続性に配慮した指導を行うとともに、組織的かつ計画的に義務教育の質の向上を図ります。また、小学校教育から中学校教育へのスムーズな接続を可能にし、小中ギャップの軽減につなげます。

ロ　豊かな心の育成及びいじめ・不登校等の未然防止や減少

１年生から９年生までが同じ学び舎で過ごし、行事や縦割り活動などを合同で行うことで、「先輩にあこがれる下級生」や「後輩の面倒を見る手本となる上級生」が育ち、規範意識や社会性等の豊かな心の育成を図ります。このことに加え、生徒指導提要で提唱されている４つの視点（「自己存在感の感受」「共感的な人間関係の

育成」「自己決定の場の提供」「安全・安心な風土の醸成」）を踏まえた支援により、自分を大切にする心や他者を尊重し思いやる心の育成、生徒指導面での諸課題（いじめ・不登校等）の未然防止や減少につなげます。

□　「確かな学力」の育成

　一人の校長の下で前期課程と後期課程の教職員が１つの職員室で連携・協働することにより、学習面においても９年間を見通した継続的できめ細やかな指導を行います。また、乗り入れ授業による教科担任制を導入し、前期課程からより専門性の高い授業を実施するとともに、前期と後期の接続を円滑にします。そして、多くの教員による多面的な支援により、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図り、児童生徒の「確かな学力」の育成につなげます。

□　ふるさとに誇りを持つ心と持続可能な社会の実現を担う人材の育成

　これまで藤島地域の学校で大切にしてきた獅子踊りや農業体験等を、教育課程に取り入れ、地域の方々からご指導、ご協力いただきながら特色ある教育活動を実践します。また、学校運営協議会との協働をさらに推進し、地域の方々が参画できる教育活動の場面を増やしていく環境をつくり、児童生徒がよりよく育ち、地域が元気になる学校を目指します。このことにより、ふるさとに誇りを持つ心と持続可能な社会の実現を担う人材の育成につなげます。

□　幼保小連携の推進

　藤島ブロックで作成する「架け橋期のカリキュラム」をもとに、幼保小が連携・協働しながら架け橋期（※）にふさわしい主体的・対話的で深い学びの実現を図り、一人一人の多様性に配慮した上で、すべての子どもの学びや生活の基盤を育むことを目指します。

※ 架け橋期 …… 義務教育開始前の５歳児から小学校１年生までの２年間

Ⅳ　施設整備について

1　整備基本方針

藤島地域義務教育学校の施設整備にあたっては、めざす学校像(Ⅲ-5-①～⑤)の実現を基軸に、以下の基本方針に基づき計画を進めます。

(1) 9 年一貫の学びを支える学習環境

1 年生から 9 年生までの発達段階に応じた学習空間を整備し、個別最適な学びと協働的な学びを柔軟に組み合わせられる構成とします。図書・ラーニングコモンズ※1 を学びの中心に据え、各学習空間と連続性を持たせることで、教科横断的な学習や探究活動に対応できる配置とします。

(2) 異学年交流と多様な連携を促す空間構成

異学年が自然に交わる動線と交流空間を配置する計画とし、学年ゾーンと共用部を緩やかにつなぐ構成とします。教職員の連携と情報共有が進む配置とし、学習支援体制を高めます。

(3) 安全・安心で快適な学校づくり

耐震性能の確保と多雪地域への配慮を基本とし、バリアフリー・UD（ユニバーサルデザイン）※2 を徹底します。防犯に配慮するとともに、適切な空調・換気等により快適な学習環境を確保します。

(4) 地域とともにある学校(開放とセキュリティの両立)

地域利用を前提とした交流スペースを整備し、周辺諸施設との連携も見据えた配置計画とします。学校エリアと地域利用エリアを適切に区分した上で、地域の防災拠点としての避難所機能を確保します。

(5) ICT と多様な学びに対応する学習基盤

校内ネットワーク、無線 LAN、電源・提示環境※3 等を計画的に整備し、日常的な ICT 活用を支えます。図書資料と ICT 機器を組み合わせて活用できる環境を整え、探究学習や校内外への情報発信に対応します。

(6) 環境に配慮した持続可能な施設整備

省エネルギー化と ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）※4 の考え方を踏まえ、高断熱・日射制御・自然採光・高効率設備、創エネ・蓄エネ、エネルギーマネジメントを組み合わせ、環境負荷低減と運用コスト抑制を検討します。

(7) 将来変化への対応

将来の児童生徒数の増減や教育活動の変化に対応できるよう、教室や共用スペースを用途に応じて柔軟に使い分けられる施設計画とします。

学級編制や学習形態の変更に応じて、間仕切り等により用途転換が可能な空間構成とし、日常の授業に加え、特別活動や多目的利用にも対応できる施設とします。

(8) 学童機能の一体整備

藤島放課後児童クラブについては、校舎と一体的に整備し、放課後における児童の居場所の確保と見守り体制の充実を図ります。

学校教育との円滑な連携により、放課後の学びや生活の連続性を高め、子育て支援及び児童の健全育成につなげます。

※1 ラーニングコモンズ：図書や ICT 機器を活用し、調べ学習や話し合い、発表などを行うことができる、多様な学びに対応した学習スペース。

※2 UD（ユニバーサルデザイン）：年齢や障がいの有無にかかわらず、すべての人が安全で快適に利用できるよう配慮した設計の考え方。

※3 提示環境：電子黒板や大型モニター、プロジェクター等により、教材や資料、児童生徒の成果物などを分かりやすく共有・提示できる環境。

※4 ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）：建物で使用する年間の一次エネルギー消費量を、省エネルギーや再生可能エネルギーの活用により、実質的にゼロにすることを目指した建物の考え方。

２　校舎建設予定地

・鶴岡市立藤島中学校グラウンド（グラウンド面積：１３，９８５㎡）

建設候補地は「藤島小学校グラウンド」と「藤島中学校グラウンド」とし、両候補地について、敷地条件など客観的な視点による定量的評価と、まちづくりなどの質的視点による定性的評価を行いました。

■定量的評価

項目	藤島小学校グラウンド	藤島中学校グラウンド
１．敷地面積	17,180 ㎡	13,985 ㎡
２．土地所有状況	市	市
３．土地利用状況	学校グラウンド	学校グラウンド
４．隣接地の状況	体育館・住宅地	体育館・住宅地
５．都市計画（建蔽／容積率）	第一種住居、第一種中高層住居専用地域（60%／200%）	第一種住居、第一種中高層住居専用地域（60%／200%）
６．ハザードマップ	避難所指定（想定浸水域０m）	避難所指定（想定浸水域０m）
７．埋蔵文化財／土壌汚染	埋蔵文化財包蔵地の範囲外	埋蔵文化財包蔵地の範囲外
８．先行解体物件	藤島小学校体育館	藤島武道館、旧老人福祉センター

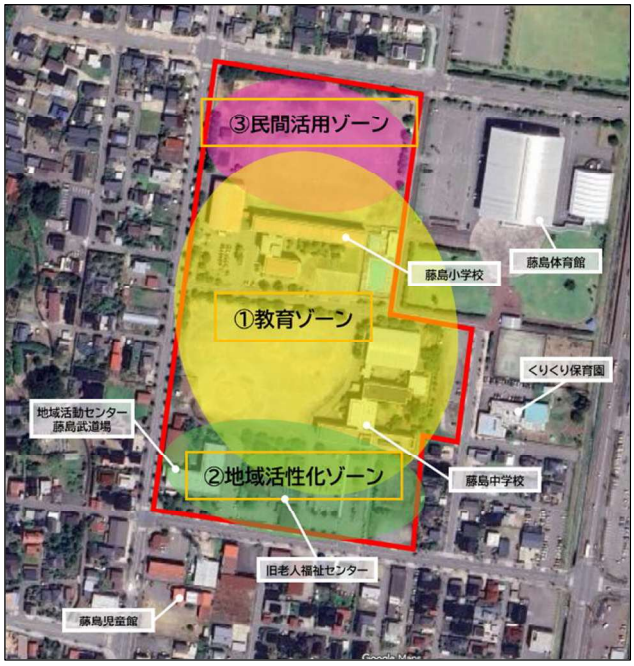
■定性的評価

基準	藤島小学校グラウンド	藤島中学校グラウンド
１．周辺施設が現場連携しやすい全体配置が可能か	隣接配置が難しい	隣接配置が可能で現場連携しやすい
２．将来的な人口減少に対応し、再利活用を見据えた施設配置が可能か	隣接配置が難しく施設間連携に課題	隣接配置により学校諸室への機能拡大が可能
３．児童生徒・教職員の活動のしやすさ、動線の明確さ	周辺施設とやや距離があるが、一体再編により動線明確化しやすい	周辺施設と隣接し、移動距離を最小化でき、教職員の見守り動線が明快
４．快適な教育環境の整備が可能か	緑地帯等で騒音緩衝帯を確保可能	活動音への配慮が必要だが、緑地帯確保、小学校敷地の一部取り込みも可能
５．コミュニティスクールや学校の地域開放等、学校と地域連携が可能か	隣接配置が難しいため、現場連携のしやすさは中学校に劣る	隣接配置により現場連携を図れる
６．地域でこどもの育ちを見守る環境を創出できるか	隣接配置が難しいため、交流や環境の創出しやすさは中学校に劣る	隣接配置により、地域でこどもの育ちを見守る環境を創出可能
７．既存住宅地と連続した土地利用が可能か	利用可能な土地がエリア中心部に限定され、既存住宅地との連続性がない	既存住宅地（藤の花町内会）と連続した土地利用が可能
８．地域の人が学習と交流をしやすい環境を創出できるか	隣接配置が難しいため、中学校に劣る	隣接配置により施設間の相互作用を生み出し、様々な世代間の交流を促進
９．災害時対応・現場連携のしやすさ	隣接配置が難しいため、現場連携のしやすさは中学校に劣る	隣接配置により現場連携を図れる

定量的評価では、両候補地について、必要面積の確保や通学条件、周辺環境等に大きな差はありませんでした。

一方、周辺諸施設の集約や地域拠点形成の観点から定性的に整理すると、地域活動センター等との近接性を活かし、学校と公共施設を一体的に運用して日常的な連携を展開しやすい点で、藤島中学校グラウンドが、本構想で目指す地域拠点形成の考え方とより整合していると判断しました。放課後や行事時の動線を短くでき、児童生徒の移動負担の軽減、教職員の見守り・管理の容易さにもつながります。

将来の地域の交流促進や利便性向上を通じた活性化にもつながることから、総合的に藤島中学校グラウンドを選定しました。



※本図のゾーニングの考え方については、P16「参考資料」を参照

3　配置計画

■基本コンセプト

建設予定地は現藤島中学校グラウンド部分とし、ここに校舎・屋内運動場・グラウンドを一体的に整備するとともに、放課後の居場所として学童機能を付加します。なお、グラウンドは必要な規模を確保しつつ、配置や動線の整理を図るため、小学校敷地も含め検討します。あわせて、隣接・近接する地域活動センターとの連携により、平時の学びと地域活動が自然に交わる拠点形成を図ります。



施設は学校機能に加え、災害時の二次避難所としての役割を担えるよう、構造・設備・運用面の信頼性を確保します。屋外プールは現行の施設を活用し、安全性と維持管理性の向上を図ります。

敷地計画※5では歩車分離を徹底し、スクールバスや大型バスの進入・転回、乗降の安全性を確保します。教職員・来客・行事時の保護者利用を見込んだ駐車スペースを整備し、学校動線と屋内運動場等の一般開放区画への動線が交錯しないよう、出入口・動線・管理区画を明確化します。加えて、交通安全と敷地利用の合理化の観点から、小学校南側市道の付け替えについて検討します。

建物計画※6は周辺が住宅地であることを踏まえ、周辺環境への影響を低減する計画と

します。

※5 敷地計画：学校敷地全体について、校舎や屋外施設の配置、歩行者・車両の動線、安全対策、周辺道路との関係などを整理する計画。

※6 建物計画：校舎や屋内運動場等の建物について、階数や高さ、諸室の構成、外観、周辺環境への配慮などを整理する計画。

４　事業費

本事業の事業費は、義務教育学校の校舎棟、屋内運動場（体育館・武道場）、藤島放課後児童クラブ、屋外運動場、外構・造成、プール改修、旧校舎・屋内運動場解体等の整備に要する工事費、設計監理費及び諸経費から構成されます。

具体の総事業費および内訳は、今後の基本設計・実施設計や物価動向等を踏まえ、精査します。

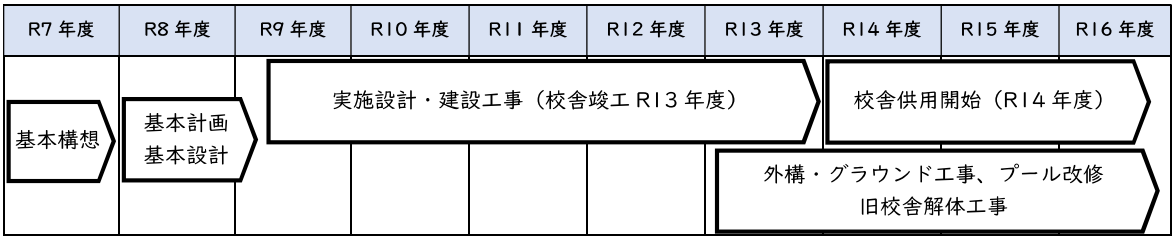
財源については、文部科学省所管の「学校施設環境改善交付金」を主たる財源として位置付け、老朽化した既存小・中学校の統合改築、防災拠点機能の強化、バリアフリー・特別支援教育への対応等に係る経費の一部を充当することを基本とします。

そのうえで、学童機能に係る整備費については、厚生労働省所管の補助制度(国庫負担金等)の活用を検討します。また、ZEB の考え方を踏まえた省エネルギー化や、太陽光発電設備、蓄電設備、BEMS※7 等の導入に要する経費については、関係省庁の省エネルギー・再生可能エネルギー支援制度の活用を検討します。さらに、国および山形県の防災・減災、木造・木質化、地方創生等に関する補助金・交付金についても、対象要件を踏まえつつ幅広く活用を検討します。

これらの財源を最大限活用したうえで、残余の財源については、有利な地方債の活用を基本とすることを検討します。

※7 BEMS（ビル・エネルギー・マネジメント・システム）：建物のエネルギー使用状況を見える化し、空調や照明などを効率的に制御することで、省エネルギー化を図る仕組み。

5　事業スケジュール



■基本計画から建設工事までの流れ

基本計画（令和 8 年度）

・必要な施設規模、諸室構成、配置計画などを具体化し、事業費全体の概算金額を算出します。

基本設計（令和 8～9 年度）

・建物の概略図面や構造、設備の基本仕様を決定し、校舎・体育館等の建設工事に係る概算工事費を算出します。

実施設計・建設工事（令和 9～13 年度）

・実施設計：工事に必要な詳細図面や仕様書を作成し、使用材料や設備機器を選定して正確な工事費を算出します。

・建設工事：実施設計に基づき、校舎・体育館等の建設工事を実施します。

■整備にあたっての進め方　…地域とともにある学校づくり…

藤島地域義務教育学校の整備にあたっては、これまでの検討委員会や設立準備委員会での議論を踏まえ、今後も計画や設計段階で地域説明会等を適宜開催するとともに、開校準備委員会で地域住民や関係者の意見を聴取しながら、より良い学校づくりを進めます。

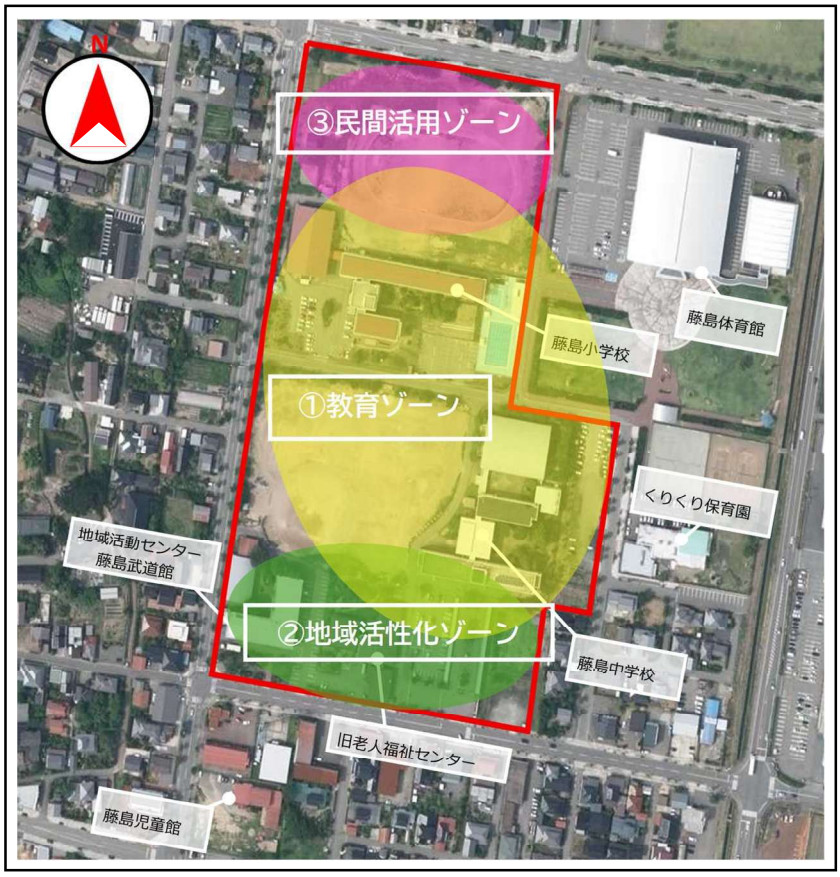
参考資料（藤島庁舎作成）

義務教育学校周辺諸施設のあり方とゾーニングについて

義務教育学校整備に伴い、将来的な土地利用の考え方を踏まえたゾーニング及び周辺諸施設のあり方について、現在の施設配置や学校との連携・動線等を整理した考え方を参考として以下に示す。

１．ゾーニング

中央に義務教育学校のゆとりある教育環境を実現する「①教育ゾーン」、南側に義務教育学校をはじめとする諸施設と地域活動センターとの連携を考慮した「②地域活性化ゾーン」、北側に発生が見込まれる余剰地は、将来的に民間活用を検討する「③民間活用ゾーン」として、３つのゾーンに区分整理した。



２．諸施設等のあり方

義務教育学校建設に伴い、諸施設の機能性や学校との動線・連携等を考慮するとともに、人口減少へも配慮しつつ諸施設等のあり方を整理した。

① 教育ゾーン内施設

◆義務教育学校

藤島小、東栄小、渡前小、藤島中を統合し、藤島中学校グラウンドに施設一体型義務教育学校を整備する。今後見込まれる児童数減少による余裕教室の発生も考慮した施設設計とする。

◆武道場

藤島活動センター附帯の現武道館は学校整備と合わせ先行解体する。今後は義務教育学校内に設置する武道場を地域開放し、子どもから大人まで活用できる施設とする。

◆放課後児童クラブ

新校舎内で実施するものとし、学校施設を活用した事業が行えるよう施設整備を進める。

なお、現有児童館で実施している「子育て支援センター事業」及び「健全育成事業（太鼓・書道教室等）」は、近隣施設における実施を検討することとし、現施設は廃止する。

② 地域活性化ゾーン内施設

◆藤島地区地域活動センター

適切な維持管理を行い今後も活用する。また、義務教育学校内で行う学童事業との連携や子育て支援センター事業及び健全育成事業などの実施についても検討を進める。

③ 民間活用ゾーン

◆余剰地

将来的な民間活用の可能性を踏まえ、人口減少や子育て支援等に資する活用方法について検討する。